

特記仕様書

委託番号：令和8年度 第1号
委託業務の名称：甲賀市地域公共交通計画アップデート支援業務委託
委託業務の場所：甲賀市一円
履行期間：契約締結後5日以内～令和9年3月26日

第1章 一般事項

1.1 業務の目的

令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、全ての地方公共団体が地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定するよう努力義務化され、これを受けて「甲賀市地域公共交通計画(以下、「市交通計画」という。計画期間:令和5～10年度)」を策定した。

現在、本市の地域公共交通は、市内外や市内の地域間を結ぶ移動手段として、JR草津線、近江鉄道本線、信楽高原鐵道信楽線の3鉄道や、市コミュニティバス・コミュニティタクシー・デマンドタクシーの他、公共ライドシェア、民間タクシーが運行しており、これまで市交通計画に基づき、市民の移動手段の確保と利便性向上に努めてきた。

しかし、少子高齢化の進展や移動ニーズの多様化、運転手不足といった社会課題の変化が想定以上に大きく、さらには、運賃収入の減少や物価高騰により市の財政負担額が増大しており、EBPMに基づく施策やKPIの見直しなど、現計画をアップデートすることで、持続可能な交通網へと再編する必要がある。

ついで、地域公共交通に関わる様々なステークホルダーがそれぞれの役割分担のもと、継続的かつ主体的に相互協力し、地域の輸送資源を総動員して本市の地域公共交通ネットワークを持続的に形成していくことを目的に、第2次甲賀市総合計画をはじめとする本市のまちづくり計画との整合を図りながら、市交通計画の中間評価・見直しを行うとともに、データを活用した本市の地域公共交通に関する利用実態や利用ニーズ、地域条件等の現況分析により、直面する問題点・課題を抽出した上で、それらの解決に向けた今後の地域公共交通のあり方や具体的な取組を示した甲賀市地域公共交通計画（アップデート版）（仮称）の作成支援を行うものとする。

1.2 本市公共交通の現状と課題等

本市公共交通網の現状と課題は次のとおりである。

(各種運行情報は、市ホームページURL (<https://www.city.koka.lg.jp/15230.htm>) を参照)

(1) JR草津線

草津線の平均乗車数は、平成10年度をピークとして、長期的に横ばい（減少傾向）にあり、またコロナ禍の影響により、大幅に減少している。また近年は、コロナ禍からの微増が続いているものの、劇的な利用者増加にはつながっておらず、直近では令和4年3月、令和5年3月のダイヤ改正で減便が実施されている。一方でJR草津線は、本市を横断する基幹交通であり、通勤・通学のみならず、外出時に多くの市民が利用する重要な移動手段であり、毎年市が実施している市民意識調査でも、JR草津線が不便であると感じておられる市民が多いことから、利用者回復に向けた利用促進及び利便性向上対策が喫緊の課題である。

【平均乗車数の推移】

草津線	H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間
貴生川	4,179	1,525,335	4,121	1,504,165	4,145	1,512,925	3,098	1,130,770	3,192	1,165,080	3,426	1,250,490	3,570	1,303,050	3,654	1,333,710
甲南	857	312,805	856	312,440	807	294,555	626	228,490	642	234,330	693	252,945	714	260,610	744	271,560
寺庄	754	275,210	753	274,845	757	276,305	688	251,120	654	238,710	695	253,675	705	257,325	720	262,800
甲賀	787	287,255	754	275,210	700	255,500	536	195,640	515	187,975	558	203,670	556	202,940	570	208,050
油日	281	102,565	288	105,120	268	97,820	209	76,285	201	73,365	199	72,635	199	72,635	195	71,175
合計	6,858	2,503,170	6,772	2,471,780	6,677	2,437,105	5,157	1,882,305	5,204	1,899,460	5,571	2,033,415	5,744	2,096,560	5,883	2,147,295

(2) 近江鉄道本線

滋賀県東部地域を縦断する地方鉄道であり、本市及び沿線市町在住者の通勤、通学等

地域住民の日常生活の足として大きな役割を果たしている。しかしながら、平成6年度以降赤字経営が続き、令和6年度からは公有民営の上下分離方式に変更し運営している。引き続き近江鉄道沿線地域公共交通計画（令和3年10月策定）に基づき、滋賀県及び沿線市町が一体となり、利用促進及び利便性向上の取組を進める必要がある。

【平均乗車数の推移】

近江鉄道	H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間
水口松尾	57	20,800	56	20,594	64	23,494	44	15,899	49	17,963	43	15,840	46	16,708	51	18,456
水口	377	137,503	359	131,139	348	126,923	261	95,164	302	110,060	310	113,264	306	111,625	322	117,383
水口石橋	61	22,191	65	23,711	60	21,736	52	18,803	50	18,193	54	19,807	58	21,266	66	24,117
水口城南	544	198,619	544	198,688	533	194,573	391	142,544	387	141,377	435	158,734	471	171,820	498	181,790
貴生川	824	300,748	834	304,437	811	296,099	557	203,339	589	215,031	660	240,922	705	257,408	771	281,250
合計	1,863	679,861	1,859	678,569	1,816	662,825	1,303	475,749	1,377	502,624	1,503	548,567	1,586	578,827	1,707	622,996

(3) 信楽高原鉄道信楽線

平成24年12月に策定した信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画に基づき、平成25年3月に個別計画である鉄道事業再構築実施計画の認定を受け、平成25年度から上下分離方式による運行を開始している。また現在は、令和15年3月31日までを計画期間とする新たな鉄道事業再構築実施計画の認定を受けている。地域の移動手段を確保し、観光地信楽を磨き上げていくためには、引き続き信楽高原鐵道を安全に維持存続させることが必要であるが、少子高齢化による定期利用の減少やコロナ禍による定期外利用の減少等が影響し、直近では令和6年度に経常赤字となっている。今後、市内全体の交通網を検討する中で、市が維持管理費を負担するスキームの見直しや、観光誘客や地域の方に乗車いただくなど定期外利用を増加させる取組が必要である。

【平均乗車数の推移】

SKR	H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間	1日	年間
貴生川	541	197,563	531	193,852	558	203,608	400	146,173	424	154,630	432	157,787	440	160,508	419	152,912
紫香楽宮跡	65	23,724	64	23,278	67	24,450	48	17,553	51	18,569	52	18,948	53	19,274	50	18,362
雲井	63	23,072	62	22,639	65	23,778	47	17,071	49	18,058	50	18,427	51	18,745	49	17,858
勅旨	30	11,065	30	10,857	31	11,403	22	8,187	24	8,660	24	8,837	25	8,989	23	8,564
玉桂寺	11	3,954	11	3,880	11	4,075	8	2,925	8	3,095	9	3,158	9	3,212	8	3,060
信楽	453	165,219	444	162,115	467	170,274	335	122,242	354	129,314	362	131,954	368	134,230	350	127,878
合計	1,163	424,597	1,141	416,620	1,199	437,588	861	314,150	910	332,326	929	339,111	945	344,958	900	328,634

(4) 路線バス

帝産湖南交通㈱により信楽町内の一部を含む路線が運行されており、通勤・通学のほか観光目的で利用されている。

(5) コミュニティバス・コミュニティタクシー

平成3年の甲南地域を皮切りに、民間路線バス廃止に伴う代替として、滋賀バス㈱及び㈱シガ・エージェントシステムによるコミュニティバス運行を開始し、2つの交通事業者が地域に存在するメリットを生かし、広大な市域で「交通空白地」を生み出さないよう、改善を加えながら運行距離を拡大してきた。また市としても、県下最大級のコミバス・コミタク路線網のインフラ維持に対して多額の経費を投入し、移動手段を確保し利便性を向上してきたが、平成19年度の72万人をピークに利用者が減少しているため、平成29年から利用が少ない路線を予約乗合タクシー（滋賀タクシー㈱が運行）に移行している。また、高齢化や2024年問題等による運転手不足により、令和6・7年度に初めて大幅な減便を実施したが、運転手不足の改善の見通しが無い中で、担い手の不足・経費の増大・少子高齢化によるニーズの高度化に対応しながら、移動を維持するためには、施策の選択と改善が必要であり、特に経費を要しているコミバス・コミタク運行の見直しは避けられない状況である。

【運行状況の推移】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
コミバス	走行キロ数	1,677,493	1,670,112	1,674,004	1,678,795	1,642,918	1,641,449	1,617,997	1,624,493	1,610,400	1,594,837	1,270,913
	輸送人員	620,534	615,860	596,802	575,131	542,932	554,861	467,401	498,376	497,752	518,191	524,891
	運送収入(千円)	80,154	81,273	80,704	78,891	76,950	74,464	58,984	63,470	63,458	64,496	64,856
	経費(千円)	346,866	340,118	337,799	345,760	335,841	344,177	352,445	367,215	367,583	382,091	420,281
	補助額(千円)	265,130	258,832	257,093	266,866	258,443	269,239	281,412	289,437	297,742	310,543	345,987
コミタク	走行キロ数	5,398	6,153	6,320	19,307	39,121	52,543	58,750	70,065	71,922	87,754	96,555
	輸送人員	2,037	2,238	2,594	7,326	15,337	23,352	22,881	28,654	34,241	36,556	35,643
	運送収入(千円)	167	124	89	303	611	735	440	463	523	784	1,006
	経費(千円)	2,114	2,397	2,463	7,485	15,205	21,249	22,946	27,459	32,120	39,549	42,746
	補助額(千円)	1,946	2,272	2,373	7,182	14,592	20,513	22,505	26,996	31,596	38,747	41,739

(6) 公共ライドシェア

バスやタクシーなど既存の公共交通だけで地域の移動を守ることが大変難しくなっ

いることから、課題解決に向け、新しい公共交通サービスである「甲賀流公共ライドシェア」の実証運行を開始した。甲賀市が運行主体となり、交通事業者（㈱シガ・エージェントシステム）に運行を委託する事業者協力型の公共ライドシェアとして、土山町内では令和7年2月、甲賀町内では令和8年1月から実証運行を開始している。運転手不足に対応するため、コミバス・コミタクの運行内容の見直しにあわせて、公共ライドシェアの運行区域拡大・運行内容の見直しが必要である。

【令和7年度 年間利用者数：5,209人（土山町・甲賀町含む）】

(7) 民間タクシー

市内に営業所を有する滋賀タクシー㈱、㈱たぬきタクシーと、隣接する湖南市に事務所がある㈱ビジネスサービス滋賀の3社が甲賀市内を営業区域として運行しているが、運転手不足により必要な時にタクシーが利用できない状況も発生しており、地域の暮らしだけでなく、地域経済にも関わる課題となるため、解決に向けた取組が必要である。

(8) 市独自の制度について

本市では、コミュニティバス、デマンドタクシー等の利用に際し、以下の独自の制度を実施している。

事業名称	事業内容
コミュニティバス 無料乗車券交付事業	移動支援や健康増進等を目的とし、市内高齢者の方や障がい者の方に無料乗車券を交付する。 ① 満75歳以上の高齢者 ② 身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の保持者
介護認定者福祉車両運賃 助成事業・障害者福祉車 両運賃助成事業	要介護・要支援の認定を受けている者、身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の保持者が乗車するタクシー等の料金の一部を助成する。

1.3 想定される策定スケジュール

時 期	内 容
令和8年6月～8月	法定協議会の開催（6月）：受託者の出席不要 各種調査等の実施
令和8年9月～10月	法定協議会の開催（9月） 計画骨子案取りまとめ
令和8年11月～12月	法定協議会の開催（12月） 計画素案取りまとめ
令和9年1月～2月	パブリックコメントの実施・結果公表
令和9年3月	法定協議会の開催（3月） 計画策定 成果品納品

1.4 管理技術者等

配置予定管理技術者及び照査技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

- (1) 以下のいずれかの資格等を有するものであること。
 - ・技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士（建設部門：都市及び地方計画の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (2) 同種または類似業務等の実績を有するものであること。
（令和3年度以降に完了した国、県、地方公共団体等による発注業務のうち、交通計画に関する業務）

1.5 参考資料

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について、以下の資料を参考とすること。但し、その他の調査資料等を用いることを妨げるものではない。

- (1) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」概要版【国土交通省】
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」手順書【国土交通省】
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」データ活用の手引き【国土交通省】
- (4) モビリティ・アップデート・ポータル【国土交通省】
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き【国土交通省】
- (6) 甲賀市地域公共交通計画【市ホームページにて公開】
- (7) 甲賀市地域公共交通活性化協議会（令和3年度～令和7年度）会議録・配布資料
【市ホームページにて公開】
- (8) 第2次甲賀市総合計画【市ホームページにて公開】
- (9) 甲賀市都市計画マスタープラン【市ホームページにて公開】
- (10) 甲賀市立地適正化計画【市ホームページにて公開】
- (11) 滋賀県地域交通計画【県ホームページにて公開】

第2章 業務内容

本業務は、地域公共交通のあり方や具体的な取組を示した市交通計画の中間評価・見直しを行い、現況診断の結果を踏まえ、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を実現するため、市地域公共交通計画（アップデート版）を策定するための支援業務を実施するものとする。

なお、業務詳細は次のとおりとする。

2.1 市内公共交通に関する現況診断

2.1.1 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、「アップデートガイドンス（国土交通省）」に基づき作成した3.1に示す業務計画書を作成し発注者の承認を得ること。

2.1.2 地域概況および市内公共交通に関する現況診断

- (1) 都市構造や地域交通の現状と課題、将来の見通しを可視化するため、人口情報（地域別人口分布・高齢化率等）、地域特性（施設分布、道路状況等）、交通情報（交通サービス状況、利用状況、遅延状況等）の現況診断を実施する。
- (2) 自治会や社会福祉協議会、民生委員、工業会、商工会等への聞き取り、高校生等の利用実態について調査分析を行い、より具体的で現実に即した課題やニーズを把握する。
- (3) 市民の移動実態や地域公共交通の利用状況、既存サービスに対する改善ニーズ、利用意向等を把握し、今後の甲賀市における地域公共交通のあり方等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民を対象としたアンケート調査を実施・分析する。
（市民3,000人対象。調査票の作成・印刷・郵送配布・回収にかかる費用を含む）
- (4) バスに設置した乗降センサーにより取得した、路線バス停別利用状況・推定OD・遅延状況を集計・分析したデータを別途提供するので、そのデータを元に、各種モビリティデータ（人口、地域特性、人口流動、交通サービス利用状況等）や各種アンケート等を活用したOD調査などの現況診断を行う。
- (5) 他自治体の地域公共交通網および施策実施状況を調査し、とりまとめ比較資料を作成すること。（人口・面積・運賃・路線数・運行便数・自治体負担経費等）
- (6) 現市交通計画において作成済のものについても、策定後、データ等が変更・更新されている場合は、最新版のものに置き換えること。また、人口分布については、地域別に視覚化すること。

2.1.3 上位計画及び関連計画等の整理

- (1) 現市交通計画策定後、滋賀県地域交通計画等、新たに策定・改定等がなされている計画は、最新版のものに置き換えること。
- (2) 市や県で策定している総合計画、立地適正化計画、都市計画マスタープラン等や関連

計画との整合を図り、特に令和7年度に策定された滋賀県地域交通計画との整合を図られるよう計画の見直しを行うための再整理を行う。

2.2 前期事業の検証・評価・KPIの見直し

- (1) 市交通計画で設定した施策事業の中間評価、検証を行い、改善点の洗い出し、成果指標項目の妥当性検討を行うこと。また、各種事業に要した費用や利用実績などについて、見える化を行うこと。
- (2) 市交通計画で設定したKPIの中間評価を行うこと。
- (3) 現計画では設定していないKPI（路線事業に応じた利用者数、人口カバー率、交通空白地域の解消数など）を設定し、データの取得等の継続的なモニタリングが可能となる点に留意し、合わせて、短期（数か月～1年単位）、中長期（1年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。また、設定したKPIについては最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

2.3 現況診断による市内公共交通の課題洗い出し

- (1) 課題については、現計画策定時に設定したものと大きく異ならないと推察するが、現況把握等の結果を踏まえ、現時点での視点を踏まえた課題を設定する。設定にあたっては、市域各地域によって異なる課題が想定されるため、エリア（地域）ごとに課題を設定すること。公共交通の課題洗い出しにあたっては、「公共交通軸と拠点の充実・保証」「交通空白における移動の確保」「持続可能性・実現可能性（予算・担い手等）の確保」等の観点に着目してまとめること。
- (2) 現況診断および課題抽出の結果をもとに対策が必要な地域を優先度別に交通空白地区、モニタリング地区として計画に位置づけること。

2.4 目指す公共交通網のグランドデザイン再検討

2.4.1 目指す公共交通網のグランドデザイン再検討

- (1) 滋賀県地域交通計画で示す2040年代の地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）をイメージしながら、令和10年度末までを期間とする第2次甲賀市総合計画に掲げる目標達成のため、2年後に目指すグランドデザインを具体的に再設定すること。
- (2) 地域の特性に応じて、地域間幹線にあつては市域で、地域内交通にあつては地域別の交通体系図等を用いてわかりやすく設定すること。

2.4.2 「甲賀市地域公共交通計画（アップデート版）」（仮称）の作成

- (1) 現計画の構成を踏襲しながら作成することとするが、「アップデートガイダンス（国土交通省）」に基づき、今回追加もしくは再度調査等を実施した項目については新しく追記するほか、必要に応じて変更・削除しながら作成すること。
- (2) 基本方針・施策メニューは原則変更しないこととするが、前計画施策事業の評価とあわせて2年間という残計画期間を考慮し、事業内容メニューを具体化すること。
- (3) 現事業の進捗状況、予算制約等を考慮して実施施策を設定するが、設定にあたっては、事例を参考にした提案を含め、施策の実施に向けた必要な関係者やスケジュール、必要な概算経費や補助事業の検討を行うこと。

2.5 地域公共交通の再編検討

- (1) 令和9年度、10年度で実施する地域公共交通についての再編（案）を検討すること。原則、コミバスは重複路線や利用が少ない路線を再編し、利用が多い（見込める）路線に集中することで維持・充実化する。コミタク等の予約制運行は、中山間地や高齢化率が高い地域に設定すること。
- (2) 検討に当たっては、バス・タクシーの運転手数を念頭に、地域毎に交通網をデザイン（定時路線、不定時、バス、タクシー、ライドシェア等の交通モードを設定）した中で作成すること。
- (3) 地域間幹線系統、フィーダー系統補助路線の計画認定を見据えて、データによる現状診断をもとにした抜本的バス路線の見直し、運賃体系を検討すること。
- (4) 距離制運賃の導入を見据えたキャッシュレスシステムの導入を検討すること。

- (5) 持続可能な公共ライドシェアシステムの構築手法を検討すること。
- (6) 新しい移動手段の導入可能性を検討すること。

2.6 協議会の開催等

- (1) 庁内照会及びパブリックコメントを実施し、収集した意見の整理支援、取りまとめた意見への対応方針の提案を行うこと。
- (2) 計画作成に必要な会議等において、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等事務局の運営を支援すること。
 - a. 法定協議会（年4回の開催を予定。内、受託者は3回出席）
 - b. 関係者間協議（庁内会議を含む）

第3章 提出書類等

3.1 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集をしたうえで、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。業務計画書には次の事項を記載すること。

- (1) 業務内容
- (2) 実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務工程
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制（緊急時含む）
- (7) その他発注者が指示するもの

3.2 打合せ

打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を2回程度実施する。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。

3.3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお電子データについては、発注者が活用できるようPDFファイルだけではなく、オリジナルファイル（.docx、.xlsx、.pptx、.shp等）も別途取りまとめて納品すること。

また報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成すること。

- (1) 業務報告書（A4版） 1部
- (2) 計画書 50部
- (3) 概要版 50部
- (4) 電子データ（CD-R等） 一式

第4章 その他

4.1 特記事項

- (1) 本業務は、令和8年度6月補正予算が成立した場合において、契約を締結することを前提とした契約準備行為として執行します。
- (2) 本業務内容の内、「2.5 地域公共交通の再編検討」にかかる業務については、費用按分の上、別途契約を考えているが、企画提案書等の記載については全ての業務内容を含めて提出すること。

4.2 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書、その他の関係法令及び通達等を順守しなければならない。

4.3 受託事業者の責務

受注者は、本業務に関する文献等資料、先行事例等の情報を収集し、十分な調査をするものとする。また、地域公共交通計画に関するこれまでの経験・知見を十分に活かし、また国や交通事業者等の関係機関との連携を図りながら計画の策定に努めるものとする。

4.4 再委託の禁止

受注者は、以下に示す本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。

- (1) 計画策定及び進行管理
- (2) 資料の解析
- (3) 技術的判断
- (4) 報告書の取りまとめ

4.5 個人情報及び機密の守秘義務等

- (1) 受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者及び甲賀市に帰属するものとする。
- (3) 業務完了後に受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これらに係る経費は、受注者の負担とする。
- (4) 貸与する資料等について、受注者に無償で貸与するが、業務完了後、速やかに返却すること。
- (5) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

4.6 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。また本仕様書は、最低限必要と考えられる事項を記載したものであり、受注者は目的を勘案し、その専門的立場から、他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本運營業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

発注機関：甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局
(甲賀市 都市政策部 交通政策課)